

用語の定義

- **自転車**
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- **車両**
道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両をいう。
- **自転車利用者**
自転車を利用する者をいう。
- **事業者**
事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- **交通安全団体**
交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- **学校**
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。
- **保護者**
親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- **自転車損害賠償責任保険等**
自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。